供される場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額に対する当該財産上の利益の割合が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合であるとき。 イ　小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額の百分の五に相当する財産上の利益の提供に対し、補助金を財源とする補助を受けるために必要な要件を当該小売販売業者が満たす場合　百分の五 ロ　イ以外の場合　百分の二 八‖　前二号に定める財産上の利益が、製造たばこの購入代金の支払いに即時に充てられる場合。	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。